

産業雇用安定助成金

令和5年
4月1日
制度創設!!

事業再構築支援コース

新型コロナウイルス感染症の影響等により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受入を支援する制度です。

対象要件

事業主の要件

- 「**事業再構築補助金**」第10回公募(公募期間:令和5年3月30日~6月30日)の「**物価高騰対策・回復再生応援策**」または「**最低賃金枠**」に応募し、採択(交付決定)を受けていること
- 「**事業再構築補助金**」第10回公募について、**事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載**していること
- 期間の定めのない労働者(パートタイムを除く)で、雇用保険被保険者(一般又は高年齢)として雇い入れすること
- 「**事業再構築補助金**」の**補助事業実施期間中に雇入れ**すること
- 労働者の雇入れ日前6ヶ月から、補助金の支給申請の間に雇用する労働者を解雇等していないこと

労働者の要件

- 「**事業再構築補助金**」第10回公募の採択を受けた事業に関する業務に就く者で、次の①と②に該当する者
 - ① 次のイ・ロのいずれかに該当する者
 - イ 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案・指導(教育訓練等)の業務に従事する者
 - ロ 部下を指揮及び監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者
 - ② **1年間に350万円以上の賃金**が支払われる者
- ※ 時間外手当及び休日手当を除き、毎月決まって支払われる基本給と諸手当に限られます。また、助成金の支給は、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限ります。

助成額

	中小企業	中小企業以外
助成額 (※)	280万円/人 (140万円×2期)	200万円/人 (100万円×2期)
助成対象期間	1年	

受給までの流れ

1	第10回事業再構築補助金の申請
2	事業再構築補助金の審査・採択
3	事業再構築補助金の交付決定
4	対象労働者の雇入れ
5	産業雇用安定助成金の支給申請

※ 一事業主あたり5人までの支給に限ります。

対象労働者の雇入れ

- ◆ 対象労働者は期間の定めのない労働者が対象です。
(無期雇用のパートタイマーは対象外)
- ◆ 補助事業実施期間内に雇入れが必要で事前着手の承認を受けている場合は、応募書類提出日の翌日以降の雇入れが対象。
- ◆ 雇用保険の被保険者であることが必要です。